



熊本県公報

号外 第 4 号
平成 15 年 3 月 14 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 条 例
○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- (1) 熊本県議会議員の定数を定める条例の施行に伴い、総務常任委員会の委員の定数を 10 人に改めることとした。
(2) この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県議会委員会条例の規定は、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後初めて行われる委員の選任から適用することとした。

条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 38 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和 31 年熊本県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「総務常任委員会 11 人」を「総務常任委員会 10 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県議会委員会条例の規定は、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後初めて行われる委員の選任から適用する。

